

## 県央みずほ斎場予約システム利用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県央みずほ斎場予約システム（以下「システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 利用者 システムを利用する葬祭業者及び当該担当者をいう。
- (2) 利用責任者 システムを利用する葬祭業者の代表者又は管理者をいう。
- (3) ID 利用者を識別する符号をいう。
- (4) パスワード 利用者のセキュリティ確保に必要な暗証符号をいう。

### (利用対象者)

第3条 システムの利用対象者は、次条の規定により利用者として登録を受けた者とする。

### (利用者の登録)

第4条 システムを利用しようとする者は、県央みずほ斎場予約システム利用登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に管理者が別に定める書類を添付して、登録申請を行うものとする。

2 組合は、前項の登録申請があったときは、利用者のIDを設定し、県央みずほ斎場予約システム利用者登録通知書（様式第2号）により、利用責任者に通知するものとする。ただし、初期設定のパスワードは、別に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた利用責任者は、速やかに利用者にパスワードの変更を行わせるものとする。

### (ID及びパスワードの管理)

第5条 利用責任者又は利用者（以下「利用者等」という。）は、ID及びパスワードを漏えいその他の事故を防止するよう適切に管理しなければならない。

(変更の届出)

第6条 利用責任者は、利用者登録の内容に変更があったときは、申請書により、変更の届出を行うものとする。ただし、パスワード及び利用者のメールアドレスの変更は、システムにより利用者が行うものとする。

(廃止の届出)

第7条 利用責任者は、利用者登録を廃止するときは、申請書により、廃止の届出を行うものとする。

(利用者等の責務)

第8条 利用者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱に基づき、自己の責任と自覚により利用すること。
- (2) ID及びパスワードを他人に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (3) ID及びパスワードを適切に管理し、漏えいその他の事故を防止すること。

(利用の停止及び利用制限)

第9条 組合は、利用者等が前条に違反する行為をしたと認めるときは、システムの利用を停止し、又は制限することができる。

(登録の抹消)

第10条 組合は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用者登録の抹消を行うことができる。

- (1) 利用者等がこの要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 利用者等が故意に正常なシステム運用を妨害したとき。
- (3) ID又はパスワードを不正に利用したとき。
- (4) 利用者が故意に死亡者の氏名を変更したとき。
- (5) 利用者が必要以上に予約の登録、変更又は取消しを行ったとき。
- (6) 利用者が予約の登録を行った後、使用する必要がなくなったにもかかわらず、予約の取消しを行わなかったとき。
- (7) 利用者が予約した内容と異なる施設利用を行ったとき。
- (8) 利用者のシステムの利用が1年以上ないと認めるとき。
- (9) その他システムの管理上支障があると認めるとき。

(システムの運用等)

第11条 組合は、システムの正常な機能を維持するため、仕様を変更し、又は、一時的に運用を停止することができる。

2 組合は、次に掲げる場合において、利用者等に事前の通知なく、システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことができる。

(1) システムの保守点検等を行う必要がある場合

(2) システムの利用が著しく集中した場合

(3) システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合

(4) 天災、事変その他非常事態が発生した場合

(障害時等の措置)

第12条 システム障害その他の理由により利用できないときは、電子メール又はファックスにより、利用責任者へ通知するものとする。この場合において、利用者は、電話又はファックスにより、直接斎場に対し予約等を行うものとする。

2 組合は、システムの利用により利用者等に損害が生じた場合においても、当該賠償は行わない。システムの操作の遅延又は運用の停止、休止、中断若しくは制限により損害が生じた場合についても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 利用者等は、個人情報の適切な処理及び管理に努めなければならない。

2 組合は、利用者等から取得した個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第14条 組合は、利用者が故意により、又は正規の利用方法に従わず、システムを破壊し、又はそのデータを消去し、若しくは破損したときは、その損害の賠償を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

埼玉県央広域事務組合

管理者 様

県央みずほ斎場予約システム利用登録申請書

申請者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

県央みずほ斎場予約システム利用者として登録（新規・変更・廃止）するため、次のとおり申請します。

なお、県央みずほ斎場予約システム利用要綱に規定されている事項を遵守することを誓約します。

申請区分 (該当部分を○で囲んでください)	新規 ・ 変更 ・ 廃止
フリガナ	
会社名	
フリガナ	
利用責任者氏名	
所在地	
連絡先（電話）	
連絡先（F A X）	
メールアドレス	
利用者名	
利用者メールアドレス	

備考 1 2以上の営業所等がある場合は、当該営業所ごとに提出してください。

2 担当者1名を記入してください。2名以上の場合は、システムから追加登録することができます。

様

県央みずほ斎場予約システム利用者登録通知書

埼玉県央広域事務組合  
管理者



年 月 日付で申請のあった県央みずほ斎場予約システムの  
利用登録について、次のとおり登録したので通知します。

会社名	
利用責任者氏名	
メールアドレス	
利用者名	
担当者メールアドレス	
I D	
登録日	年 月 日

- 備考
- 1 裏面（遵守事項）を必ず御確認ください。
  - 2 初期設定のパスワードについては、別途通知します。
  - 3 2の通知を受けた利用責任者は、速やかにパスワード（8文字以上16文字以内の英数混在）の変更を行ってください。

## 遵守事項

- 1 県央みずほ斎場予約システム利用要綱に基づき、自己の責任と自覚により利用すること。
- 2 ID及びパスワードを他人に転貸し、又は譲渡しないこと。
- 3 ID及びパスワードを適切に管理し、漏えいその他の事故を防止すること。
- 4 故意に正常なシステム運用を妨害しないこと。
- 5 故意に死亡者の氏名を変更しないこと。
- 6 必要以上に予約の登録、変更又は取消しを行わないこと。
- 7 予約の登録を行った後、使用する必要がなくなったときは、予約の取消しを行うこと。
- 8 予約した内容と異なる施設利用は行わないこと。